第 6565 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2020年)令和2年 11月 18日 水曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所 ／ 顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：https://www.zeirishi-miwa.co.jp

♠ 新型コロナの影響で回収できない売掛金

Ｑ：新型コロナの影響で回収できない売掛金があります。貸倒損失で計上することはできますか？

Ａ：一定の要件を満たした場合に、貸倒損失の計上が認められます。

【解説】

税務では、債務者について次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対して有する売掛債権（売掛金、未収請負金その他これらに準ずる債権をいい、貸付金その他これに準ずる債権を含まない）について、法人がその売掛債権の額から備忘価額（１円）を控除した残額を貸倒れとして損金経理をしたときは、これを認めるとしています。

①債務者との取引を停止した時（最後の弁済期又は最後の弁済の時がその停止をした時以後である場合には、これらのうち最も遅い時）以後１年以上経過した場合（その売掛債権について担保物のある場合を除く）

②法人が同一地域の債務者について有するその売掛債権の総額がその取立てのために要する旅費その他の費用に満たない場合において、その債務者に対し支払を督促したにもかかわらず弁済がないとき

なお、①の取引の停止は、継続的な取引を行っていた債務者につきその資産状況、支払能力等が悪化したためその後の取引を停止するに至った場合をいい、例えば不動産取引のようにたまたま取引を行った債務者に対して有するその取引に係る売掛債権については、この取扱いの適用はありません。

【三輪厚二税理士事務所（大阪市中央区）】